

令和 7 年 9 月 30 日

古賀市議会  
議長 渡 孝二 様

文教厚生常任委員会  
委員長 古賀 誠視

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 143 条第 1 項の規定により報告します。

### 記

#### 7 年請願 1 「少人数学級の推進」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・教育予算の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

第一に、中学校における 35 人以下学級の早期実現である。小学校では段階的に少人数学級が導入され、令和 7 年度に全学年で実施される。一方で、国からの一定の方針が示されたものの、中学校ではいまだ実現していない。子どもの貧困やいじめなどへの対応の必要性が高まっており、不登校児童生徒の増加も課題となっている。古賀市では自主財源により原則 35 人以下学級を実施しているが、こうした課題に対応するためにも、少人数学級の編成が望まれる。

第二に、教育の機会均等と水準の維持向上を確保するため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算を拡充することである。子どもの貧困や就学援助を必要とする家庭の増加が教育に影響を及ぼしており、国際的に見ても日本の教育への公的支出は低水準にとどまっている。子どもの学ぶ意欲、主体的な取組を引き出す教育の役割はますます重要になっており、子どもたちがどこに住んでいても一定水準の教育を受けられ、教育の機会均等が保障されるよう求めるもの。

#### 【審査内容】

・令和 7 年度小学校の 35 人以下学級が実現されるが、令和 8 年度から 3 年かけて中学校の 35 人以下学級の導入の方針が示された。国が確実に実施してほしいという強い思いで、今回も請願を行うもの。

・教職員の産休・育休代替や特別支援教育への対応不足など課題が多く、定数未充足のまま授業が行われる場合もあり、少人数学級のためには人員確保が不可欠である。相談体制の整備や教職員の育成、精神的ゆとりを持って児童生徒に向き合える職場環境づくりが重要であり、十分な教職員の確保と定数改善が必要。

## 【意見】

（賛成意見）

・教職員給与特別処置の法改正で、公立中学校の35人以下学級が盛り込まれた。貧困、ヤングケアラー、不登校、いじめなど、深刻な問題を抱える子どもが増えており、子どもたち一人一人に向き合い、目が行き届く少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充はますます重要になっている。教育の質向上や子どもたちの多様なニーズにこたえるために、今回の法改正や方針が確実に実現されるよう求め、賛成。

## 【審査結果】

委員会は、賛成全員で採択すべきものと決定いたしました。